

はじめに

東京都においては、昭和49年の養護学校希望者全員就学の実施以降これまで、都立盲・ろう・養護学校や小・中学校の心身障害学級等の教育の場を整備し、幼児・児童・生徒の教育の機会の確保に努めるとともに、その障害の種類や程度に応じて、個別指導計画に基づく個に応じた指導を実施するなど、障害のある幼児・児童・生徒の教育の充実を推進してきました。

しかし、近年、社会のノーマライゼーションの進展や、都立盲・ろう・養護学校に在籍する幼児・児童・生徒の障害の重度・重複化、多様化、知的障害養護学校に在籍する児童・生徒の増加、肢体不自由養護学校に在籍する児童・生徒の通学負担、小・中学校の通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童・生徒への適切な指導及び支援等への対応が急務となっており、東京都における心身障害教育はこれまでにない抜本的な改善が求められています。

こうした中、国は、平成13年10月に「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」を設置し、平成15年3月に「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」をとりまとめました。この最終報告においては、障害の種類や程度に応じ特別な場で指導を行う従来の『特殊教育』から、LD、ADHD、高機能自閉症等も含め障害のある幼児・児童・生徒の教育ニーズを把握して適切な教育的支援を行う『特別支援教育』への転換を図るという基本的な方向が示されました。

東京都教育委員会は、こうした国の動向や東京都における心身障害教育の現状や課題を踏まえ、これからの特別支援教育への移行を含んだ長期的な改善計画を策定する必要があると考え、平成14年6月に「東京都心身障害教育改善検討委員会」を設置し、「東京都における心身障害教育の今後の基本的方向」について諮問しました。東京都教育委員会では、同検討委員会がとりまとめた「これからの東京都の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（平成15年12月）を踏まえ、障害のある幼児・児童・生徒一人一人が輝く特別支援教育の創造をめざして本計画を策定しました。

本計画は、都立盲・ろう・養護学校における個に応じた教育内容の充実、都立盲・ろう・養護学校等の適正な規模と配置、都立盲・ろう・養護学校の教育諸条件の整備、小・中学校における特別支援教育の充実への支援、特別支援教育に関する都民への理解・啓発の充実を基本的な方向として、これからの東京都における特別支援教育の展望を明らかにするものです。

東京都教育委員会は、これまでも東京都と区市町村が連携・協力して障害のある幼児・児童・生徒の教育を推進してきましたが、今後は学校教育関係者だけでなく、保健・医療、福祉、労働等の関係機関が密接な連携を図り、LD等を含め障害のある幼児・児童・生徒やその保護者への乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援体制を整備していく必要があると考えています。

また、特別支援教育を推進するに当たっては、こうした関係者の取組や努力だけでは十分でなく、保護者や都民の皆様の御理解と御支援をいただかなければなりません。

東京都教育委員会は、都民に信頼される特別支援教育の推進により、障害のある幼児・児童・生徒の将来の夢をはぐくみ、自立した生活・社会への貢献ができるよう、その実現に向けて努力を重ねてまいりますので、広く都民の皆様からの御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成16年11月

東京都教育委員会